限るものとし、同条第十項の規定の適用がある場合には同項に規定する適用控除対象特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ(2)又はロ(2)に掲げる金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし、同条第十一項の規定の適用がある場合には同項に規定する特例適用控除対象特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限る。）

二　前号に掲げる場合以外の場合　同号に規定する特定株式控除未済額の計算に関する明細書及び第八項に規定する書類（同項第五号及び第六号に掲げる書類を除く。）

第十八条の十五の二第二項中「以下この項において同じ。）を」を「第八項第二号を除き、以下この条において同じ。）を」に、「同号イ」を「第三号イ」に改め、同項第一号中「この項及び第五項」を「この条」に、「この項において同じ。）に係る」を「この項、次項第一号及び第二号並びに第七項第一号において同じ。）に係る」に改め、同号ロ中「この項」を「この条」に改め、同項第六号中「取得に要した金額の計算に関する明細書（同号」を「取得に要した金額（同号に規定する取得に要した金額をいう。以下この号並びに第七項第一号及び第八項第八号において同じ。）の計算に関する明細書（同条第二項第一号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項第七号中「第二十五条の十二の二第四項」を「第二十五条の十二の二第三項」に改め、同条第五項中「第二十五条の十二の二第九項」を「第二十五条の十二の二第十三項」に、「当該譲渡又は贈与をした株式の数及びその年月日その他の」を「及び当該特定株式会社の同項に規定する設立特定株式の払込みによる取得の時（当該取得の時が二以上ある場合には、最初の取得の時）以後の当該株式の譲渡又は贈与に係るその譲渡又は贈与ごとの次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該譲渡又は贈与をした年月日

二　当該譲渡又は贈与をした株式の数及び当該譲渡又は贈与の直後において有する株式の数

三　当該譲渡が第八項各号（第九号及び第十号を除く。）に掲げる譲渡に該当する場合には、当該各号に該当する旨

四　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の二第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二十五条の十二の二第八項後段」を「第二十五条の十二の二第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を削り、同条第二項の次に次の六項を加える。

3　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第五項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（第二号に掲げる事項については、その年分の確定申告書の提出の時において明らかであるものに限る。）とする。

一　設立特定株式をその年の翌年中に払込みにより取得をする見込みである旨

二　その年の翌年中に払込みにより取得をする見込みである設立特定株式を発行する特定株式会社の名称並びに当該設立特定株式の取得に要する金額の見込額及び取得予定年月日

三　その他参考となるべき事項

4　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第三項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。第三号において同じ。）の規定による還付の請求をする場合における同条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第十項の還付請求書を提出する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所。次項第一号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）。同号において同じ。）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二　前号の請求書に係る設立特定株式控除未済額（法第三十七条の十三の二第四項に規定する設立特定株式控除未済額をいう。次号、次項第二号及び第七項第一号において同じ。）が生じた年の前年分の同条第四項において準用する法第三十七条の十三第四項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税の額

三　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第三項の規定の適用を受けようとする設立特定株式控除未済額

四　第一号の請求書をその提出期限後に提出しようとする場合には、当該請求書がその提出期限までに提出されなかつた事情の詳細

五　その他参考となるべき事項

5　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第六項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。第二号及び第三号において同じ。）の規定による還付の請求をする場合における同条第十項に規定する財務省令で定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一　各相続人等（法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第九項に規定する相続人等をいう。第四号及び次項において同じ。）の氏名、住所及び個人番号並びに被相続人との続柄

二　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第六項の規定の適用を受けようとする設立特定株式控除未済額

三　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第六項の死亡をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及びその死亡の時における住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

四　相続人等が二人以上ある場合には、各相続人等別の還付を受けようとする所得税の額

6　施行令第二十五条の十二の二第七項において準用する施行令第二十五条の十二第八項ただし書の方法により同項の請求書を提出する場合には、当該請求書には、前項第一号に掲げる事項のうち同条第八項ただし書の規定により氏名を付記する他の相続人等の個人番号は、記載することを要しない。

7　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第十項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　その年中に取得をした施行令第二十五条の十二の二第二項第一号に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三の二第一項の規定の適用を受ける場合　設立特定株式控除未済額の計算に関する明細書（同項に規定する適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額、同号に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額及びその年中に払込みにより取得をした設立特定株式の銘柄ごとの施行令第二十五条の十二の二第四項の控除対象設立特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし、同条第八項の規定の適用がある場合には同項に規定する適用控除対象設立特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限る。）

二　前号に掲げる場合以外の場合　同号に規定する設立特定株式控除未済額の計算に関する明細書及び第二項に規定する書類（同項第五号及び第六号に掲げる書類を除く。）